

広報とやま 令和4年(2022年)9月5日号掲載

くらしの情報あれこれ

エステの中途解約・精算トラブルに注意しましょう



【相談例】

脱毛エステの無料体験を受けた後、3年間通い放題コースを勧められ、40万円の契約をしました。引っ越して通えなくなったため、2年目に中途解約を申し出たところ、「有償サービスの契約期間は1年間で終了し、2年目以降は無償サービスになるため返金はありません。契約書にも書かれています。」と言われました。

【アドバイス】

- その場の雰囲気流されず、契約は慎重に考えましょう。本当に必要な契約か冷静に考え、長期の契約が必要なときは都度払いできるコースや店を選択しましょう。分割払いの場合は、支払い総額や期間・回数などもよく確認しましょう。
- 全体の施術可能期間だけを見ず、有償の期間、回数などを契約書面で必ず確認しましょう。通い放題コースなど長期間の契約の場合、施術期間や回数が、有償・無償で分かれているケースがあります。中途解約の精算対象となるのは有償期間のみであり、原則、無償期間は対象となりません。

相談受付時間 (月)～(金) 10:00～17:30 (電話相談は9:00～17:30)

※(祝)、年末年始およびCiC休館日は除く。

お問い合わせ 消費生活センター 電話:443-2047